

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削減があった場合、発注者はこの契約を変更し、又は解除することができる。これにより、受注者に損害を生じたときは、発注者は受注者に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は双方協議して定める。

- 1 契約の概要 本市が受注者から自動体外式除細動器（以下AEDという）を借り受け、賃料を支払うものである。

- 2 設置場所及び台数 由布市湯布院B & G海洋センター 1台
由布市湯布院総合運動場 1台
由布市挾間B & G海洋センター 1台
由布市挾間上原グラウンド 1台
由布市挾間体育センター 1台
由布市挾間谷グラウンド 1台
由布市庄内体育センター 1台
由布市庄内総合運動公園 1台
大分県立庄内屋内競技場 1台
由布市由布川グラウンド 1台 **計10台**

- 3 賃貸借期間 令和8年8月1日から令和13年6月30日まで（59月間）

- 4 入札額 入札金額は、10台分の59ヶ月のリース料総額（消費税抜き）を記入すること。

- 5 支払方法 賃貸借料金は毎月末締めとし、市が請求書を受け付けた後30日以内に支払うものとする。

- 6 機器仕様
 - (1) AED本体及び電極パッドは医療用具として薬事法上の承認を得ていること。
 - (2) AED本体及び付属品は新品であり、操作が簡単で小型軽量、携帯可能であること。
 - (3) AED本体が乳児を含めた未就学児（小児）への使用が許可された機種であること。
 - (4) 非医療従事者の使用が認められる医療機器であること。
 - (5) 出力波形は二相波形式で200J以下のエネルギー漸増式であること。（社会復帰のための心筋ダメージを抑えるため）
 - (6) 蓋を開けると自動で電源が入る機種であること。
 - (7) 日本語での使用方法の音声・文字ガイド機能、心肺蘇生法（CPR）のコーチング機能を有すること。
 - (8) 救急蘇生法ガイドライン2020に対応しているものであること。

- (9) セルフテスト機能を有すること。セルフテストについては、AED本体、電極パッド、バッテリーのセルフテストを毎日1回行い、結果をインジケータで表示すること。万一、不具合等が生じた場合は音や表示で警告するものであること。
- (10) 電極パッドは接続した状態で保管できること。
- (11) 外部電源を必要としないこと。
- (12) AED本体の防水・防塵の外装保護はIP66以上であること。(想定される救助環境として、屋外、雨天時の使用も予想されるため、それら条件下でも使用が確保できる防水性、防塵性規格を有すること)
- (13) リモート監視システムによりインターネット上でAEDの状態を集中管理でき、エラー発生時や消耗品期限が近くなつた際にはメールにて知らせる機能を有すること(費用はかからないこと)。持出検出装置機能が監視システムに含まれること。
- (14) 使用時のデータ取り出しが即座に実施できるよう、大分県内にあるメーカーのサポートを受けられること。
- (15) 電極パッドは成人・小児共用で使用できること。
- (16) AED本体の保証期間は8年以上であること。
- (17) AED本体にAEDの使用方法和心肺蘇生法をイラストでインストラクションするカラー液晶画面が搭載されており、AEDの使用方法和心肺蘇生法をサポートする機能を有すること。電気ショックが必要と判断した後自動で電気ショックが行える機能を有すること。

7 付属品(1台あたり)

- (1) バッテリー 1個
- (2) 電極パッド 成人・小児共用を2組
- (3) 取扱い説明に関する書類
- (4) 救急セット1式(衣服切除用ハサミ、カミソリ、ガーゼ又は不織布、人口呼吸用マウスピース、感染防止用手袋、タオル)
- (5) 専用キャリングケース 1個

8 保守管理

- (1) 契約開始日までにすべての施設にAED(付属品含む)の設置を完了し、契約開始日に使用ができる状態にあること。
- (2) バッテリーや電極パッドなど定期消耗品は、製造メーカーが定める使用期限内に無償で交換し、正常に使用できる状態に保つこと。
- (3) 契約期間中、故障、盗難、破損等が発生した場合、大分県内にあるメーカーのサポートを受けられること。また、機器の交換、修繕などを迅速に無償で行い、修理期間中は代替品を無償で提供すること。(費用は入札金額に含まない)
- (4) 使用した消耗品については無償で交換すること。
- (5) 設置機器に保守担当者の連絡先を明示すること。
- (6) 保守はAEDに関する医療機器修理業の許可を有する者が行うものとする。

9 その他

- (1) 納入に際しては、あらかじめ設置場所担当者と協議した上で行い、電源を投入し良好に作動することを確認すること。また、AEDの取扱い説明を各設置場所の職員に実施すること。使用方法の照会については、随時応じること。

- (2) 賃貸借終了後は本品を撤収すること。その際の費用については受注者の負担とすること。
- (3) 納品にあたっての運搬、搬入、指定場所への設置に要する経費についてはすべて受注者の負担とすること。また、現在使用しているAED（10台）、交換用バッテリー（10個）の回収、撤去、処分の費用に関しても同様の扱いとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、双方の協議により定めるものとする。